

**平成26年度 地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院  
設備及び環境管理業務委託（平成26～29年度）契約書（案）**

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（「乙」という。）との間に、平成26年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院設備及び環境管理業務委託（平成26～29年度）の契約を次のとおり締結する。

（基本方針）

第1条 乙は、本業務が患者及び来訪者の病院に対する満足度に直結するものであることを認識し業務を遂行しなければならない。

（契約の目的と基本的義務）

第2条 甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の完成又は処理を請け負わせ、乙は自己の裁量と責任で業務を完遂する義務を負う。

2 甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力を行う。

（委託業務の内容）

第3条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

本院における良好な患者療養環境及び執務環境の維持、諸設備の運転監視、日常管理、定期点検、不意の故障時の緊急対応等とし、詳細は、別紙「静岡県立総合病院設備及び環境管理業務仕様書」及び付帯する文書（以下、「仕様書等」という。）に定める。

(2) 対象設備

ア 所在地：静岡市葵区北安東4丁目27番1号

イ 対象設備：下表の建物内及び付属施設の諸設備

本館	北館	立体駐車場	PETセンター	循環器病センター	機構本部
西館	車庫	保育施設	北安東医師公舎	アメニティ施設	—

(3) 実施場所

静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院内

（契約期間）

第4条 この契約の期間は平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

3 第1項に定める期間は、第11条第5項により延長できるものとする。

（申出義務）

第5条 乙は、この契約締結後の事情の変化により、この委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（仕様書等に関する通知義務）

第6条 乙は、仕様書等によることができないとき、又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(実施計画書及び結果報告書の提出)

第7条 乙は、業務開始5日前までに実施計画書及び業務終了後速やかに実施結果報告書を甲に提出しなければならない。なお、詳細な様式は仕様書に定める。

(業務改善提案等)

第8条 乙は、以下の事項について様式1に定める提案書を毎月の業務終了後、翌月5日までに提出すること。

(1) 改善事項報告

業務遂行にあたって、乙が業務の効率化や患者満足度の向上のために、業務の範囲内で自ら改善をした事項を報告すること。

(2) 提案事項

受託業務内外を問わず、業務を見直すことにより、病院業務の改善や患者満足度の向上あるいは受託業務の効率化が見込まれる事項を提案すること。

2 提出された事項については、第11条に定める定期モニタリングの評価項目とするので積極的な報告提案を行うこと。

(検収及び瑕疵担保責任)

第9条 甲は本業務に関する検収を毎月実施し、不合格の場合は乙に通知する。なお、検収の内容は別表1のとおりとする。

2 乙は前項の検収の結果不合格となったときは、遅滞なく改善措置を実施しなければならない。また、再作業が必要な箇所については、再作業を実施しなければならない。この場合において、乙は委託料の増額を請求することができない。

3 第1項の検収に合格した場合も、後日、乙の責任に帰すべき事由による不良箇所が判明した場合は、乙の責任において直ちに再作業するものとする。

(委託料及び支払方法)

第10条 甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

2 委託料は下表のとおり毎月支払うものとする。

平成27年1月分～29年12月分
円

3 乙は、各月の委託業務について甲の行う検収に合格した後に、請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受領した月の翌月末までに委託料を支払うものとする。

4 甲は、請求書を受領した後であっても前条に定める瑕疵が発見された場合、甲は委託料の支払を拒む、又は既に支払った委託料の返還を求めることができる。

(定期モニタリングによる委託料の減額、契約の解除、契約期間の延長)

第11条 甲は、四半期毎（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）の委託業務実施状況について、契約期間中の4月、7月、10月、1月に、別表2に基づき定期モニタリングを実施する。その結果、成績不良と判定された場合、甲は、次の定期モニタリング実施までの期間の委託料を別表3に定める割合で減額することができる。なお、契約の最終期間における成績不良の減額は、最終月の委託料で精算する。

2 結果が継続して不良の場合、甲は乙に対して業務改善命令を行う。乙は速やかに業務改善計画書（様式任意）を提出すること。

3 前項の命令後も結果の不良が続く場合は、甲は本契約を解除できる。

4 毎4月に行う定期モニタリングは各契約年度の年間モニタリングを兼ねるものとし、甲は成績不良と判断し

た場合、本契約を解除できる。

5 平成29年10月に実施する年間モニタリングにおいて別表4に定める基準に当てはまる場合、甲は乙との契約期間を延長することができる。

6 本条のモニタリングは、甲または甲の指定する第三者により行うものとし、乙に対して検査の結果及びその理由を説明するものとする。

7 乙は、結果を不服とする場合、書面による異議を甲に対して申立てることができるものとし、申立てがあった場合、結果について両者協議を行うものとする。

(再委託及び権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の文書による承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。ただし、常駐管理業務に関する再委託は、一切、これを認めない。

2 前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。

3 乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(法令上の責任)

第13条 乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法ほか、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

2 乙は、甲の所有又は占有にかかる建築施設、設備等が、従事者の安全又は衛生上の危険・有害となる恐れがあることを発見したときは、その旨を直ちに甲に申し出ることとする。甲はそれに応じ速やかに対策を講じる、又は乙が講じることを認めるものとする。

3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し委託業務の履行を拒否することができるものとし、この場合においても甲は第10条の委託料の支払義務は免れないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じたときはこの限りではない。

(現場責任者等)

第14条 乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する責任者を選任し甲に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

(1) 委託業務の処理

(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

(委託業務の実施に必要な施設等)

第15条 甲は、委託業務従事者の詰所及び作業場として建物の一部を無償で乙の使用に供するものとする。

2 甲は、業務の実施に必要な設備及び備品を無償で乙の使用に供するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から提供された施設の一部、設備及び備品（以下、「施設等」と言う。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的外に使用してはならない。また、改造等を行う場合は、甲の承諾を得るものとする。

4 この契約期間が満了したとき、又は第23条によりこの契約が解除されたときは、乙は、施設等を原状に復して返還しなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。

(委託業務に要する費用)

第16条 乙が委託業務を実施するために必要とする費用の負担については、仕様書等に定める。

(クレームの処理)

第17条 甲は、院内各セクションからの業務に対するクレームを、軽微なものについては口頭で、重大なものについては文書で乙に伝達する。乙は、クレーム発生後、即時に処理が済んだもの以外につき、任意様式によるクレーム報告書を作成し、発生後10日以内に甲に提出すること。

(事故報告)

第18条 乙は委託業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(立会及び監督)

第19条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理について立会い、その履行状況について監督することができる。

(健康管理)

第20条 乙は、従事者の健康管理に努め、1年に1回以上健康診断を行い、病院勤務にふさわしくない異常が発見された場合は速やかに書面にて甲に報告するものとする。

2 乙は、従事者にインフルエンザの予防接種を受けさせなければならない。

3 乙は、感染症拡大防止のため、感染性の高い疾病に罹患した従事者を生じたときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第21条 乙は委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第22条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得るものとする。

(契約の解除)

第23条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、第11条によるほか、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) この契約の締結後の事情変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第24条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項第1号から第3号まで又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

3 乙は前項の賠償能力があることを証する書類を、甲に提出しなければならない。

(委託料の処理)

第25条 第23条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって清算する。

(引継)

第26条 乙は業務を開始するにあたり前契約業者と遅滞なく、すべての業務について引継ぎを行わねばならない。

引継ぎ終了時には、全引継ぎ項目及び内容を記した引継ぎ終了報告書（引継ぎを受けた全業務について、引継いだ者及び引継ぎを受けた者それぞれの代表者が記名押印したもの。）を作成し、業務開始前に甲に提出すること。

2 前項の報告書を提出したにもかかわらず引継ぎが不十分であった場合は、乙は第23条第2項2号の契約解除要件に該当し、甲又は第三者に損害を与えたときは第24条第1項1号の損害賠償の責任を負う。

3 乙は、業務終了時において、次契約業者に対してすべての業務を引継ぎ、次契約業者が円滑に業務開始できるようにし、代表者が引継ぎ終了報告書に署名しなければならない。

4 乙は、引継ぎ終了時には、作成した資料や図面等について甲に提供しなければならない。

（合意管轄）

第27条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第28条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

（甲） 静岡市葵区北安東4丁目27番1号  
地方独立行政法人静岡県立病院機構  
静岡県立総合病院長 田中 一成

（乙）

別表 1

項 目	合否判定	備 考
定期提出書類の報告	提出の有無	
資格者の配置	検収日における配置実績	
モニタリングの実施	実施の有無	実施月の場合
提案項目の実施	実施の有無	実施月の場合
月例会議の実施	実施及び会議録作成の有無	

別表 2

別添のとおり

別表 3

評価点	減額幅	備 考
1,000～	0%	※700点以下の評価の期があった場合、乙は業務改善計画書を提出しなければならない。この評価結果による減額は、業務を実施した四半期に対するものであるため、最終四半期の結果により最終月の委託料を減額調整する場合、減額幅は3倍となる。
900～999	1%	
800～899	2%	
～799	3%	

別表 4

延長条件

延長条件	延長期間
業務開始以来の評価点の平均が1,050点以上	1年間延長
直前4回の評価点の平均が1,100点以上	再度、1年間延長

## 静岡県立総合病院 設備及び環境管理業務等委託 定期モニタリング表

項目	具体的内容	備考
業務実施水準	業務は適正に実施されたか 仕様書に定められた資格者は配置されているか 必要とされる資格者に継続的（30日以上）に欠員があった場合 報告書類等の提出期限は遵守されたか 正当な理由なく遵守されなかった場合 提案事項実施計画は遵守されたか 正当な理由なく計画どおりに提案項目が実施されなかった場合 重大な瑕疵（施設、来院者等に重大な損害を与える事態や災害発生時の対応不備等）は発生しなかったか 重大な瑕疵の発生した場合	-500 -250 -250 -500
人材育成	研修は計画どおりに実施されたか 研修が実施されなかった場合	-500
モニタリング	モニタリングは計画どおりに実施されたか 正当な理由なく計画どおりに実施されなかった場合	-250
クレーム処理	クレーム処理は適正に行われたか 仕様書に定められた期限(10日)内に対処方針が示されなかった件数（3ヶ月間の累計数）	1件×-50点
業務改善への貢献	病院の業務改善への貢献状況はどうだったか 担当業務に関する改善実績及び改善提案があった場合 病院業務全般についての業務改善提案があった場合	左記を上限点とする 250 250 〃
基礎点		1,000
評価点	基礎点±可減点	

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

### 第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

### 第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

### 第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

### 第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

上記によらない事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。